

サイバーポート（港湾物流）利用規約

サイバーポート（港湾物流）運営者

令和8年4月16日

サイバーポート（港湾物流）運営者（第2条第4項に定める「運営者」をいう。）は、海上輸送貨物に関する情報を港湾物流手続に携わる事業者間で円滑に連携することで港湾物流の生産性向上を図るとともに、港湾における物流に関するデータを統計的に分析し、港湾の効率的な利活用を促進するため（以下、「本目的」と総称する。）、サイバーポート（港湾物流）（第2条第1項に定める「サイバーポート」をいう。）を提供する。（以下、「本取組」という。）サイバーポート（港湾物流）利用規約（以下、「本規約」という。）は、サイバーポートが提供するサービス（以下、「本サービス」という。）の利用条件等を定めるものとする。

第1条（適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、運営者とサイバーポートを利用する全ての契約者（第2条第2項に定める「契約者」をいう。以下同じ。）との間（契約者間を含む。以下同じ。）に適用され、契約者が本サービスの提供を受けるに当たっては、本規約に同意することとする。本規約に基づき、運営者と全ての契約者との間で成立するサイバーポートの利用に関する契約を「本契約」という。
2. 本サービスには、本規約に加え、運営者が定める細則が併せて適用されるものとする。本規約と細則の定めに矛盾抵触がある場合、矛盾抵触がある部分に限り、細則が本規約に優先して適用されるものとする。
3. 本サービスを活用して別紙1に定めるサービスを利用する場合（当該サービスのデータを本サービスで利用する場合を含む）には、当該サービスの利用規約が適用されるものとする。本規約と当該サービスの利用規約の定めに矛盾抵触がある場合、矛盾抵触がある部分に限り、本規約が当該サービスの利用規約に優先して適用されるものとする。

第2条 (定義)

本規約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

1. 「サイバーポート」とは、港湾物流手続に携わる契約者その他の事業者間でやり取りされる帳票等（港湾物流手続に係る各種書類等のデータ）を電子化し共有するプラットフォームをいう。
2. 「契約者」とは、第3条第1項各号のいずれかに該当する事業者であって、本規約に同意をし、本規約の定めるところにより利用登録が完了した者を個別に又は総称していう。
3. 「事業種別」とは、契約者が港湾物流手続において担う事業の分類をいう。なお、本サービスにおける事業種別には、法令等の定めのない事業（荷主等）も含む。
4. 「運営者」とは、サイバーポートを運営する者をいい、国土交通省港湾局がこれに該当する。
5. 「参加者」とは、契約者及び運営者を総称していう。
6. 「共有データ」とは、本規約に基づき、契約者がサイバーポートを通じて他の契約者と共有するデータをいい、複製物も含むものとする。
7. 「制限データ」とは、共有データのうち、特定の契約者を除く他の契約者にアクセスされないよう、契約者がサイバーポート上で設定したデータをいう。
8. 「連携システム」とは、別紙1に定めるサイバーポートとデータ連携する他システムをいう。
9. 「連携データ」とは、サイバーポートと連携システムとのデータ連携において、連携システムからサイバーポートへ提供されるデータ及びサイバーポートから連携システムへ提供するデータをいう。
10. 「集計・匿名化データ」とは、サイバーポートに保管されたデータを集計・加工のうえ出力され、且つ当該データから特定の個人、法人又は団体を識別することができないように加工されたデータであって、集計・加工されたデータを特定の個人、法人又は団体が識別できるデータに復元することができないものをいう。
11. 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報（個人データを含む。）、匿名加工情報及び仮名加工情報を総称したものをいう。
12. 「委託先」とは、契約者が業務を委託する事業者をいう。「再委託先」とは、委

託先がさらに業務を委託する事業者をいう。

13. 「知的財産権」とは、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条 2 項で定義されている知的財産権をいう。また、「産業財産権」とは、知的財産権のうち、特許権、商標権、実用新案権及び意匠権をいう。
14. 「貿易プラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して構築した場であって、当該場において貿易手続に係る帳票等の作成支援や関係者間での円滑な情報連携・共有等の機能を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。）を通じて提供する電子情報処理組織をいう。

第 3 条（契約者となりうる者）

1. 契約者となりうる者は、次に掲げる者に限る。
 - ① 船舶運航事業者（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業を営む者をいう。）
 - ② 船舶貸渡業者（海上運送法第 2 条第 7 項に規定する船舶貸渡業を営む者をいう。）
 - ③ 海運仲立業者（海上運送法第 2 条第 8 項に規定する海運仲立業を営む者をいう。）
 - ④ 海運代理店業者（海上運送法第 2 条第 9 項に規定する海運代理店業を営む者をいう。）
 - ⑤ 内航海運業者（内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 2 項に規定する内航海運業を営む者をいう。）
 - ⑥ 倉庫業者（倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する倉庫業を営む者をいう。）
 - ⑦ 貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 6 項に規定する貨物利用運送事業を営む者をいう。）
 - ⑧ 貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業を営む者をいう。）
 - ⑨ 港湾運送事業者（港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項

に規定する港湾運送事業及び同条第 4 項に規定する港湾以外の港湾において行われる当該事業に相当する事業を営む者をいう。) 及び以下に掲げる者

イ 港湾運送事業者を含む複数の者の出資により設立され、コンテナターミナル運営を行う者

ロ コンテナターミナルを借り受けている者

ハ イ又はロのいずれかと同等であると運営者が認める者

⑩ 通関業者（通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 2 条第 3 号に規定する通関業者をいう。）

⑪ 荷主（自らの事業に関する貨物の輸送について契約等により輸送の方法等を実質的に決定している者であり、貨物を引き渡す輸出人又は貨物を受け取る輸入人をいう。）

⑫ システムベンダー（サイバーポートへ連携する港湾関連事業者の個社システム、パッケージシステム、データプラットフォーム等の構築、運用、保守等を行うシステム開発事業者をいう。）

2. 契約者には、前項の事業者が事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等又は当該事業の業務実態に基づき、一以上の「事業種別」が割り当てられる。なお、前項と「事業種別」の関係は別表 2 による。

第 4 条（サイバーポートの利用登録）

1. サイバーポートの利用登録は、これを希望する者（以下、「申請者」という。）が、本規約に同意の上、運営者が別途定める方法によって利用登録の申請を行い、運営者がこれを審査の上、承認することによって完了するものとする。なお、全ての契約者は、運営者に対して、当該全ての契約者を代理して、申請者との間で本契約を締結する権限を付与し、運営者はかかる授権行為に基づき、すべての契約者を代理して、申請者との間で本契約を締結することができる。

2. 運営者は、申請者に以下の事由があると判断した場合、申請された利用登録を承認しないこととし、その理由については、一切の開示義務を負わないものとする。

① 申請者が前条第 1 項各号のいずれにも該当しない場合

② 申請者が利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合

- ③ 申請者が本規約に違反したことがある者である場合
 - ④ 申請者が第 19 条第 1 項④号、あるいは第 19 条第 2 項各号に該当する者である場合
 - ⑤ その他、運営者が申請者による利用登録を相当でないと判断した場合
3. 前項に基づく不承認の判断によって、あるいは利用登録に際して誤った事項又は不正確な事項を申請したことによって申請者又は第三者に生じた損害について、運営者は一切の責任を負わない。
 4. 運営者は、利用登録を承認するときは、当該申請者に対し、承認する旨の通知を行う。かかる通知の時点をもって、利用登録が完了し、当該申請者は契約者となる。
 5. 申請事項に変更がある契約者は、運営者に対して、運営者が別途定める方法によって、直ちにその変更内容を通知する。運営者は、当該契約者が変更内容を通知しない場合には、従前の申請事項を真正なものとする。とみなすことができる。
 6. 申請者は、利用登録の申請を行うことにより、本規約に加え、「別紙 2 利用料細則」に定める利用料金に関する事項に同意したものとする。

第 5 条 (ID 及びパスワード)

1. 利用登録の完了後、運営者は、契約者に対して、ユーザー ID を発行し、契約者はそのパスワード（以下、「ユーザーPW」という。）を登録する。
2. 契約者は、契約者に属する個人であってサイバーポートを取り扱う者（以下、「利用者」という。）に対して、利用者 ID を発行することができる。この場合、契約者は、各利用者をして、自らが利用するパスワード（以下、「利用者 PW」という。）を登録させるものとし、利用者による利用者 ID と利用者 PW の管理について監督するものとする。なお、契約者は、自らに属さない個人又は法人その他の第三者に対して、利用者 ID を発行してはならない。（以下、ユーザー ID と利用者 ID の総称を「ID」、ユーザーPW と利用者 PW の総称を「PW」という。）
3. 契約者は、自己の責任において、ID 及び PW を適切に管理する（利用者をして利用者 ID と利用者 PW の適切な管理を行わせることを含む。）ものとし、いかなる場合にも ID 又は PW を第三者に譲渡若しくは貸与し、又は第三者と共用し、利用者をして、利用者 ID、利用者 PW を第三者に開示させてはならない。

4. 運営者は、ユーザーID とユーザーPW の組み合わせ又は利用者 ID と利用者 PW の組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合、当該IDが割り当てられた契約者、利用者又は管理者（契約者に属する個人であって契約者における各利用者の ID の発行を管理する者をいう。以下同じ。）自身による利用とみなし、ID 又は PW の盗用、なりすましその他の事故により契約者に何ら過失のない場合であっても、そのために生じたいかなる損害についても、運営者は一切の責任を負わない。
5. 契約者は、ID 又は PW の漏えい又は第三者による不正ログイン若しくは不正利用等を確認したときは、直ちにその旨を運営者に報告するものとする。

第6条（利用料及び納付方法）

1. 契約者は、「別紙2 利用料細則」で定める利用料を、同細則で定める納付方法により、運営者に納付するものとする。なお、契約者が本サービスを利用するために必要となる通信機器の調達に掛かる費用、通信費、契約者が利用権限を有するシステム（ソフトウェア）の改修費用及びその他本サービスの利用に必要な費用は、契約者の負担とする。

第7条（共有データの共有方法）

1. 契約者は、本規約に定める義務の履行と責任に関する内容を承諾した上で、サイバーポートにおいて共有データを、以下に掲げる方法で共有する。
 - ① 情報連携 API (Application Programming Interface)機能によるデータ共有
 - ② 情報連携 GUI(Graphical User Interface)機能によるデータ共有
 - ③ EDI 機能(EDIFACT)によるデータ共有
2. 契約者は、個人情報等が含まれる共有データを共有する場合、当該契約者が利用権限を設定した範囲内の他の契約者に対して、本目的のためにのみ、当該共有データに係る個人情報等が提供され、且つ利用が許諾されることについて同意するとともに、当該個人情報等の本人に対して適切な措置を講ずるものとする。
3. 契約者は、サイバーポートを通じて取得した個人情報等について、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

第8条 (共有データに関する表明保証)

1. 契約者は、自身が共有する（他の契約者の共有データの更新等（第9条第1項にいう「更新等」をいう。以下同じ。）をする場合を含む。以下この条において同じ。）共有データについて、他の参加者に対して、以下の各事項を表明し、保証する。
 - ① 当該共有データが、契約者の取得時点において、適法かつ適切な方法によって取得されたものであること
 - ② 第三者から取得したデータ（既にサイバーポート上に保存され、かつ、当該契約者に対して利用権限が付与されていたデータを除く。）を共有するときは、当該第三者から、当該データをサイバーポート上で利用する（本規約に基づき、自ら利用し、他の契約者に無償で利用許諾をすることを含む。）権限を付与されているか、当該共有が適法なこと
 - ③ 当該共有データのうち、第三者から取得したデータを除く自身が作成又は更新等したデータが、共有時点において正確性、最新性、完全性（共有データに瑕疵又はバグがないことを含む。）、安全性（共有データがウィルスに感染していないことを含む。）、有効性（本目的への適合性を満たしていることを含む。）を有し、かつ第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと
 - ④ 第三者から取得したデータを共有するときは、参照する内容を正確に転記していること
2. 前項の規定にかかわらず、契約者が共有データを共有したことを原因として、他の参加者に損害が発生した場合において、当該契約者が当該他の参加者に対して損害賠償責任を負うのは、故意又は重大な過失によって、前項各号の違反をした場合、あるいは、共有時点において、共有データの正確性、最新性、完全性、安全性、有効性のいずれかが欠如していること又は共有データが第三者の知的財産その他の権利を侵害していたことを知りながらこれを故意又は重大な過失により告げていないときに限る。
3. 契約者は、本規約で明示的に表明保証するとしたもの以外、共有データについては明示及び黙示の如何を問わず、いかなる保証もしないものとする。

第9条 (契約者によるデータ共有)

1. 契約者は、サイバーポート上において、共有データの内容を参照する権限（以下、

「参照権限」という。)及び内容の訂正、追加、削除、変更、更新(以下、「更新等」と総称する。)若しくは連携システムへ送信する権限(以下、「更新等権限」といい、参照権限と更新等権限を「利用権限」と総称する。)の範囲を、他の契約者ごとに設定すること又はかかる範囲の設定をしないことによって、共有データを当該他の契約者の利用及び連携システムにおける共有データの利用に供することができる。契約者は、サイバーポート上の設定(共有データの利用権限の範囲及び制限データの共有範囲の設定)をする場合には、自らの意思と責任によりこれを行うものとする。かかる共有データの提供により、契約者は、本目的の範囲で、非独占的に、無償で、当該共有データの利用を、他の契約者に許諾する。

2. 共有データに知的財産権が存在する場合、その帰属は、次の各号のとおりとする。
 - (1) ある契約者が共有した共有データのうち、当該契約者が作成した内容の知的財産権は、当該契約者に帰属する。
 - (2) 契約者が、他の契約者が共有した共有データの更新等を行った場合には、当該共有データの内容のうち更新等(誤記等の訂正にとどまるものを除く。)に係る知的財産権の帰属は、更新等を行った契約者に帰属するものとし、更新前の共有データの知的財産権は、当該共有データを共有した契約者に帰属する。
 - (3) ある共有データが、複数の契約者により共有、更新等された場合にも、前2号に従い、それぞれデータに関する知的財産権の帰属を決する。
3. 共有データを共有した契約者は、当該共有データの管理状況について、当該共有データを利用する契約者に対して書面による報告を求めることができるものとし、当該共有データを利用する契約者の管理状況に鑑みて、当該共有データの漏えい又は喪失のおそれがあると判断した場合、当該共有データの管理又は保管の方法の是正を求めることができる。
4. 共有データを共有した契約者は、当該共有データを利用する契約者が、本規約に違反していることを発見した場合、運営者に通知するとともに、違反した契約者に対してその違反の是正を求め、その違反が是正されない場合、本規約に従って運営者に対して当該違反した契約者による本サービスの利用の停止その他の適切な措置を講ずることを求めることができる。

第10条 (契約者による共有データの利用)

1. 契約者は、本規約に定める義務の履行と責任に関する内容を承諾した上、本目的

及び契約者が本サービス上で設定した利用権限の範囲内で、共有データを利用することができる。

2. 契約者は、共有データの利用に関して以下のすべての項目を遵守するものとする。
 - (1) 共有データの利用に供するシステムに、我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティ及びバックアップ体制を備える
 - (2) 共有データを他の情報と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、第 17 条に基づき制限データを秘密として管理する
 - (3) 共有データを本目的のためにのみ利用する
 - (4) 共有データを、利用権限を設定していない第三者（他の契約者を含む。以下同じ。）に対して又は利用権限の範囲を超えて第三者に開示又はその利用に供しない
3. 前項の規定にかかわらず、契約者は、サプライチェーン上の特定の契約者に対して共有データの利用権限を設定し、共有元の契約者から共有された共有データを当該特定の契約者に対して開示することができるものとする（ただし、共有元の契約者が当該サプライチェーンに含まれている場合に限る。）。また、当該特定の契約者は、共有元の契約者から個別に共有データへの利用権限を与えられた場合、その利用権限に従ってのみ共有されたデータ内容を利用することができる。
4. 本条第 2 項の規定にかかわらず、契約者は、共有された共有データ（制限データを含む。）を自らの委託先（再委託先を含む。以下本条において同じ。）に開示することができる。なお、開示の対象は、サイバーポートから取得した共有データであって、当該契約者に利用権限が与えられているデータに限るものとする。この場合、当該契約者は、当該委託先をして、共有データの利用及び保管管理に関して、当該契約者と同等の責任を負わせなければならない。当該委託先におけるデータの適切な管理については、当該契約者が責任を負うこととし、委託先による本規約違反は、当該契約者による本規約の違反とみなされる。
5. 前項の委託先は、委託契約の終了等により委託先でなくなった場合、共有データの利用権限を喪失する。この場合、契約者は、自らの責任で、当該委託先に対して、共有データの利用を中止させ、委託先が共有データの保管をしている場合には、当該共有データを消去させなければならない。
6. 契約者は、第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定により報告又は是正を求められた場合、速やかにこれに応じなければならない。

7. 契約者は、自らのデータ管理に契約者以外の者のシステムを利用し、当該システムの運営又は管理を当該契約者以外の者に委託している場合、当該者に対して当該システム（当該者が共有データに対するアクセス権を有する場合には、当該共有データを含む。）の適切な管理を行なわせなければならない。

第 11 条（サイバーポートと他システムとの連携）

1. 契約者は、自らの判断及び操作に基づき、サイバーポートを通じて連携システムとの間で共有データを含むデータの送信を行うことができるものとする。また、契約者は、連携データのうち連携システムからサイバーポートへ提供されるデータの受信（以下、かかる受信されたデータを「受領データ」という。）をし、これによってサイバーポートの共有データを更新等することができるものとする。
2. 契約者は、前項により共有データを更新等する場合及び／又は更新等された後の共有データを利用する場合、受領データの正確性、最新性、完全性及び有効性その他一切の受領データ品質又は瑕疵について、運営者に対していかなる保証も求めることができない。また、契約者は、受領データの利用によって生じる損失、障害等的一切（サイバーポートの不具合、データ漏えい、データ欠損、データの誤り等を含むがこれらに限られない。）に関して、運営者に対して、損害賠償その他のいかなる請求もすることができない。
3. 運営者は、連携システムとの連携に必要である、契約者と連携システムとの契約情報（個人識別符号、パスワード等）を、第 18 条の規定の通り管理するものとする。

第 12 条（サイバーポートに接続された貿易プラットフォームを使用した NACCS との間での電文送受信）

1. 契約者が、サイバーポートに接続された貿易プラットフォーム（以下、この条において「当該貿易プラットフォーム」という。）を使用の上、サイバーポートを経由して、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下、NACCS とする）との間で電文を送受信する場合、当該貿易プラットフォームの事業者は、以下のすべての項目を遵守するものとする。
 - ① 当該送受信を行った NACCS 利用者（以下この項において「当該 NACCS 利用者」という。）以外の者に、電文に含まれる情報（以下「電文情報」という。）を提供してはならない。ただし、当該貿易プラットフォームの事業者

が当該 NACCS 利用者から、電文情報を他者へ提供することについて了承を得た場合はこの限りではない。

- ② 当該 NACCS 利用者への提供以外の目的で、電文情報を利用、蓄積又は加工（以下この号において「利用等」という。）してはならない。ただし、当該貿易プラットフォームの事業者が当該 NACCS 利用者から、利用等について了承を得た場合はこの限りではない。
- ③ 電文情報を改ざんしてはならない。改ざんとは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社又は当該 NACCS 利用者が無断で、内容の訂正、追加、削除を行うことをいう。

2. 当該貿易プラットフォーム事業者は、運営者の求めに応じ、前項に定める項目の遵守状況を報告するものとする。
3. 当該貿易プラットフォームの事業者が、第1項に定める事項を遵守しなかったことに起因して生じた損害については、当該貿易プラットフォームの事業者がその賠償責任を負うものとする。

第13条（運営者の運営責任等）

1. 運営者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会決定）における「別紙5 システムプロファイルに係る定義について」における Type II に準じた可用性やセキュリティ等を備えることにより、サイバーポートを適切に管理するものとする。
2. 運営者は、サイバーポートの運営に関して、前項の規定を除き、明示又は黙示を問わず、契約者に対して、以下に掲げる事項も含め、いかなる保証もしない。
 - ① サイバーポートのセキュリティが完全なものであること
 - ② サイバーポート（サイバーポートが提供管理する API、GUI 及びコード等を含む。）にバグや設計ミスがないこと
 - ③ サイバーポートの利用によりウイルスに感染しないこと
 - ④ サイバーポートの運営が中断しないこと
3. 契約者は、サイバーポートのセキュリティが不完全であることその他前項において保証の対象外とされた事項を理由として、運営者に対して損害賠償請求その他の請求をすることはできない。

4. 契約者は、サイバーポート及びこれを構成するクラウドサービスの保守及び点検等を理由として、サイバーポートの運営が中断されることがあり得ることを承諾するものとする。
5. サイバーポートが公開する API を契約者が利用する場合、契約者のシステムに適切にカスタマイズして実装することとし、カスタマイズによって生じる損失、障害（データ漏えい、データ欠損等）に関しては、運営者は一切の責任を負わないものとする。
6. 第 11 条に基づくサイバーポートと連携システムとの間でのデータ連携後も、運営者は、連携システムについては、連携システムが常に利用可能であることや連携システムのデータとデータ連携できることを含め、いかなる保証もしないものとする。

第 14 条（運営者への利用許諾及び運営者によるデータ活用）

1. 運営者は、統計の効率的な作成及び港湾の生産性の向上等に関する国の各種施策への活用を目的とし、サイバーポートに保管された共有データ（制限データを含む。以下、本条において同じ。）をもとに、集計・匿名化データを作成し、利用することができる。契約者は、本目的のための、運営者による共有データの利用を許諾する。運営者は、集計・匿名化データを一般に公開することができる。
2. 前項の集計・匿名化データに関する著作権及び産業財産権を受ける権利は、運営者に帰属する。
3. 運営者は、本規約で明示的に規定されるものを除き、制限データの開示、共有又は内容の訂正、追加若しくは削除を行うことができる権限を有しない。
4. 運営者は、第 1 項に基づきサイバーポートに保管されたデータをもとに作成された集計・匿名化データを一般に公開するときは、公開前に、物流関係団体と十分な協議を行ったうえで、公開目的、公開するデータの項目等を定めるものとする。

第 15 条（共有データに関する責任の制限等）

1. 運営者は、契約者による共有データの提供、共有データの利用又は共有データに基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権（特許権、意匠権その他の知的財産権を含む。）に関連する契約者間又は契約者と第三者との紛争、クレーム又は請求（以下、「紛争等」という。）に係る一切の請求、損失、

損害又は費用（合理的な弁護士費用を含むがこれらに限られない。以下、「損害等」という。）に関し責任を負わない。

2. 契約者は、共有データに起因又は関連して他の契約者又は第三者との間で紛争等が生じた場合、直ちに関連する契約者及び運営者に対して書面により通知するとともに、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決するものとする。なお、関連する契約者及び運営者は、当該紛争等に関し合理的な範囲で協力するものとする。
3. 契約者は、前項に規定する紛争等に起因又は関連して運営者が損害等を被った場合においては、運営者に対して、当該損害等を補填する。ただし、運営者の損害等が運営者の帰責事由に起因する場合には、この限りではない。

第 16 条（データ漏えい等の場合の対応及び責任）

1. 契約者は、共有データの漏えい、喪失、毀損、関連する契約者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用等若しくは本規約に違反する共有データの利用（以下、「共有データの漏えい等」と総称する。）を発見した場合又は共有データの漏えい等が発生したおそれがある事態を発見した場合においては、直ちに当該共有データに関連する他の契約者及び運営者にその旨を通知しなければならない。
2. 運営者は、前項に該当する場合においては、契約者と相互に協力して、共有データの漏えい等の事実の有無を確認し、共有データの漏えい等の事実が確認できた場合にあっては、その原因を調査し、再発防止策について検討し、その内容を他の契約者に共有しなければならない。漏えい等に係る契約者は、運営者の求めに応じて協力し、必要な措置を講じなければならない。
3. 共有データの漏えい等が発生し、又は発生した可能性のある共有データに個人情報等が含まれている場合であって、個人情報保護法に定める報告対象に該当する場合は、当該漏えい等に係る契約者は、運営者と協議の上、速やかに個人情報保護委員会にその旨を報告し、本人に通知をする他（ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置を取る場合にはこの限りではない。）、個人情報保護委員会の指示に従うものとする。
4. 契約者は、他の契約者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備又は通信サービスの不備又は停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、

その他の契約者の責めによらない事象により自身が共有した共有データが喪失又は毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自ら又は第三者に損害が発生した場合であっても、当該他の契約者に対していかなる損害賠償をも請求しないものとする。ただし、当該他の契約者が本規約で求められている適切なデータの管理義務を果たしていなかった場合には、この限りではない。

第 17 条 (秘密保持義務)

1. 参加者は、書面・口頭・その他の方法を問わず、他の参加者が秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下、「秘密情報」という。なお、他の契約者から開示された制限データは当然に秘密情報とみなされるものとする。）を、厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに、サイバーポート上で付与された利用権限の範囲を超えて、又は本規約によって許容された範囲を超えて、第三者に開示、共有、漏えいし、また、秘密情報を本規約に基づく権利の行使又は義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関によりなされた場合又は個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者（以下、「被開示者」という。）は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
3. 被開示者は、本規約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第 1 項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、公認会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。

4. 本条に基づく義務は、本規約が終了した後も 2 年間存続する。

第 18 条（個人情報の取扱い）

運営者は、「別紙 3 プライバシーポリシー」に従って、利用申請時に入手した個人情報及び個人情報等の含まれる共有データを取り扱うものとする。

第 19 条（運営者による本契約の解除等）

1. 運営者は、契約者に以下のいずれかに該当する事由が発生したと判断した場合、何ら催告なくして、当該契約者に係る本契約を解除することができる。
 - ① 本規約に違反し、運営者が催告をしたにもかかわらず合理的期間内に違反状態が是正されなかった場合。ただし、契約者の表明保証違反を原因とする場合には、契約者に第 8 条第 2 項の事由があった場合にのみ運営者は本契約を解除できるものとする。
 - ② 契約者が、共有データの漏えい等をした場合、利用申請にあたり虚偽の申告等をしたことが判明した場合、第 10 条第 6 項に違反した場合、本条第 2 項各号に該当すると認められる場合、同条第 3 項に違反したと認められる場合、第 25 条第 1 項各号（ただし②号を除く。）に違反したその他本規約の重大な義務に違反した場合
 - ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始が申立てられ、あるいはこれに類する手続が申立てられた場合。ただし、これらの申立が債権者によりなされた場合は、裁判所がその手続開始決定（特別清算の場合には手続開始命令）をしたときに限る。
 - ④ 契約者に係る事業種別ごとの許認可が取消された場合、又は契約者が当該事業種別に係る事業の停止等の処分を受けた場合
 - ⑤ その他本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合
2. 契約者は、自らが、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを、本契約の全ての相手方に表明保証する。

- ① 反社会的勢力による経営の支配
 - ② 反社会的勢力による経営への実質的な関与
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害等を加える目的をもってするなど、不当な反社会的勢力の利用
 - ④ 反社会的勢力に対する資金等の提供又は便宜の供与等
 - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者による、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
3. 契約者は、自己又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを、運営者に対して確約するものとする。
- ① 暴力的要求行為（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条各号に定める行為をいう。）
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて参加者の信用を棄損し、又は参加者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる不当な行為
4. 運営者は、契約者に、本条第 1 項各号のいずれかに該当する事項が生じたときには、本契約の解除に代えて、相当と認める期間、かかる契約者のサイバーポートへのアクセスを停止し、共有データの利用を停止することができる。
5. 運営者は、本条第 1 項に基づき特定の契約者に係る本契約を解除する場合、その旨を当該契約者に通知をし、かかる通知により本契約は解除される。運営者による当該契約者に係る本契約が終了した場合、当該契約者と他の契約者との契約についても当然に終了するものとする。
6. 契約者に係る本契約が終了した場合（解除又は解約により終了した場合に限られない。）、当該契約者は、サイバーポートを通じて受領した共有データ（自己が作成者又は名宛人である帳票等に含まれた状態の共有データを除く。）を自己のシステムから削除又は消去しなければならない。運営者は当該契約者に対して、データが全て廃棄又は消去されたことを証する書面を運営者が求める形式で、提出を求めることができる。

7. 運営者は、本条第1項に基づく本契約の解除に伴って損害等が生じた場合、当該解除にかかる契約者に対し、損害賠償を請求することができる。また契約者が自己にかかる本契約を解約した場合において、本規約を解約した契約者に解約前に本規約の違反があり、それにより運営者及び／又は他の契約者が損害を被った場合には、損害を被った運営者及び／又は他の契約者は、本契約を解約した契約者に対して損害賠償を請求することができる。
8. 契約者に係る本契約が終了した場合（解除又は解約により終了した場合に限られない。）も、当該契約者は運営者を含む他の参加者に対して、サイバーポートに当該契約者が共有（他の契約者の共有データの更新等をする場合を含む。）していた共有データの継続的利用を異議なく承諾し、運営者及び他の契約者に対して、共有データの利用について、何らの権利（著作者人格権を含む。）も行使しない。
9. 本契約の解除又は解約により契約者に損害が発生した場合でも、契約者は運営者に対して名目の如何を問わず何らの損害賠償を請求することができないものとし、運営者もかかる損害賠償の責を負わないものとする。
10. 解除月の利用料金は、日割り計算は行わず、1ヶ月分の料金が発生するものとする。

第20条（契約者自身による当該契約者に係る本契約の解約）

1. 契約者は、解約を希望する月の最終営業日の5営業日前までに、運営者が別途定める方法により運営者に通知をすることにより、自己に係る本契約を解約することができる。
2. 解約は、契約者が前項の通知において指定した年月の末日に効力を生ずる。
3. 解約月の利用料金は、日割り計算は行わず、1ヶ月分の料金が発生するものとする。
4. 運営者は、解約をした契約者に対して、速やかに適切なアクセス制限措置を講ずるものとする。

第21条（契約者の地位又は権利義務の譲渡）

契約者は、本規約上の地位又は本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡する場合は、運営者に書面による事前の同意を得なければならない。

第 22 条 (契約者による共有データの管理)

1. 契約者は、サイバーポートに共有したデータの全てについて、自己の責任において共有し、また管理するものとする。
2. 契約者は、共有データ、ID、PW その他の利用及び／又は管理に関して本契約に違反し、その他本契約に違反する行為により運営者及び／又は他の契約者に損害を及ぼした場合には、当該損害を運営者及び／又は他の契約者に賠償するものとする。

第 23 条 (本サービスの提供の中止等)

1. 運営者は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、契約者に予め通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとする。
 - ① 本サービスに係るコンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合
 - ② 地震、落雷その他の天災又は火災、停電などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
 - ③ コンピュータシステム又は通信回線等が停止した場合
 - ④ 特定の契約者による大量のデータアップロードやデータダウンロードが確認されるなど、本サービスの提供に支障が生じる可能性があるかと判断した場合
 - ⑤ 本サービスに係るコンピュータシステムに不正アクセスがあり、又はその疑いがあると運営者が判断した場合
 - ⑥ その他、運営者が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 契約者は、前項各号のいずれかの事項が発生した場合には、利用中のデータ及び運営者が管理中のデータが喪失する可能性があることを認識し、かつ承諾するものとする。

第 24 条 (本サービスの利用上の注意事項)

1. 契約者は本サービスとの接続に利用するパーソナルコンピュータに、適切なウイ

ルスチェックソフトを導入し、適切な頻度で更新するものとする。

2. 契約者は、PW が漏洩した場合又はそのおそれがあると認められた場合は、直ちに運営者に報告し、PW を変更するものとする。
3. 利用者及び管理者は、利用手引きを定期的を確認し、利用手引きに沿った利用を行うものとする。
4. 本サービスの利用にあたって契約者は、本条第 1 項から第 3 項までの規定及び別表 1 に定める利用上の注意事項に従い、適切に利用するものとする。

第 25 条（禁止行為）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならない。
 - ① 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為
 - ② 本規約及び細則に違反する行為
 - ③ 運営者又は他の契約者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
 - ④ 制限データの利用が許諾されていない契約者に対して制限データを提供する行為（利用権限を越えた範囲で制限データを提供する行為を含む。）
 - ⑤ 本サービス上で許諾されていない行為（アクセス又は利用が許諾されていないデータに不正にアクセスすることを含む。）
 - ⑥ 本サービスのサーバー又はネットワークの機能の破壊又は妨害行為
 - ⑦ 本サービスの運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為
 - ⑧ 他の契約者に関する個人情報等を不正に収集、蓄積又は漏えい等する行為
 - ⑨ 他の契約者その他の第三者になりすます行為
 - ⑩ その他、運営者が不適切と判断する行為
2. 運営者が禁止行為の有無を判断し又は再発防止をするために、契約者に情報提供や面談等の協力を要請した場合には、契約者はこれに従うものとする。

第 26 条（免責事項等）

1. 運営者は、契約者が本サービスを利用し、又は本サービスを利用できなかったことに基づき発生した損失、損害等（第三者に与えた損害を賠償した場合の求償を含む。）について、一切の責任を負わないものとする。また、運営者は、本サービスの提供に関し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証もしないものとする。
2. 天災地変、戦争、暴動、内乱、停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、法令の制定又は改廃その他参加者の責に帰すことができない事由（以下、これらを総称して「不可抗力事由」という。）による本規約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、当該不可抗力事由が生じた参加者は責任を負わない。
3. 本規約に別段の定めがない限り、運営者が、本取組に関して各契約者に対し負う責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、運営者の本契約の違反が直接の原因で契約者に発生した通常損害に限定される。次の各号の損害について、運営者は契約者に対し責任を負わない。
 - (1) 運営者の責めに帰すことができない事由のみから生じた損害
 - (2) 運営者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
 - (3) 逸失利益
4. 前項における「運営者の責めに帰すことができない事由」は、次の各号の事由を含むが、これらに限られない。
 - (1) 不可抗力事由
 - (2) 参加者設備の障害（第 23 条第 1 項各号に定める場合を含むが、これらに限られない。）
 - (3) 運営者設備までの通信設備の事故
 - (4) 法令に基づくメンテナンス
 - (5) クラウドサービス等の外部サービスの提供停止
 - (6) インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (7) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない運営者設備への第三者による不正アクセス若しくはアタック又は通信経路上での傍受
 - (8) 第 5 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項（ID 及びパスワード）並びに第 25 条第 1 項

各号（禁止行為）の各契約者の遵守事項の違反

第 27 条（存続条項）

本規約に特段の規定がない限り、本規約終了後も、第 8 条（共有データに関する表明保証）、第 9 条第 2 項（契約者によるデータ共有）、第 11 条第 2 項（サイバーポートと他システムとの連携）、第 12 条（サイバーポートに接続された貿易プラットフォームを使用した NACCS との間での電文送受信）第 3 項、第 13 条第 2 項から第 6 項まで（運営者の運営責任等）、第 14 条（運営者への利用許諾及び運営者によるデータ活用）、第 15 条（共有データに関する責任の制限等）、第 16 条（データ漏えい等の場合の対応及び責任）、第 17 条（秘密保持義務）、第 18 条（個人情報の取扱い）、第 19 条（運営者による本契約の解除等）、第 26 条（免責事項等）、本条、第 28 条（完全条項）、第 29 条（言語）、第 30 条（準拠法）及び第 31 条（紛争解決）の各規定は有効に存続する。

第 28 条（完全条項）

本規約は、本サービスに関する契約者間による共有データの共有、運営者によるサイバーポートの運営並びにそれらに伴う各参加者の責任範囲に関する参加者間の完全なる合意を意味し、本サービスについて本規約成立以前になされた全ての協議及び合意に取って代わるものとする。

第 29 条（言語）

本規約は、日本語版を正文とする。本規約の外国語訳が作成され、当該外国語訳と正文との間で矛盾又は相違がある場合には、正文が優先する。

第 30 条（準拠法）

本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

第 31 条（紛争解決）

1. 本規約に起因又は関して、参加者間で意見又は認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、運営者に通知した上で、誠実に協議し、その解決に努めるもの

とする。

2. 参加者は、前項の規定にかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第 32 条（本規約の有効期間）

1. 本規約は、本規約の施行日から効力を生じ、運営者又は契約者による本サービスの利用に係る契約の解除又は解約により契約が終了する時まで有効とする。なお、本規約は、契約が終了していない参加者に対しては、依然として拘束力を有するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、第 27 条に特記されている存続条項は、特定の契約者に対して利用停止、解除又は地位の譲渡が効力を生じた後も当該契約者を拘束するものとする。この場合において、第 17 条第 4 項中「本規約が終了した後も 2 年間」とあるのは、「利用停止、解除又は地位の譲渡が効力を生じたときから 2 年間」と読み替えるものとする。

第 33 条（本規約及び細則の改定）

1. 運営者は、本規約又は細則を改定するときは、改定後の本規約又は細則の効力発生時期（以下、「効力発生日」という。）を定めた上で、予め契約者に改定内容と改定後の本規約又は細則の改定内容（以下、「改定内容等」と総称する。）を通知し、又は運営者の WEB サイト上で改定内容等を告知するものとする。かかる手続により、本規約及び細則は、効力発生日に個別の契約者の同意なくして改定されたものとみなされる。
2. 前項の規定にもかかわらず、本規約又は細則の改定が、契約者一般の利益に適合せず、または本目的に反し、その必要性や、内容の相当性に疑義があると判断した契約者は、効力発生日までに書面又は電子メールで運営者に対して異議を述べることにより、本規約又は細則の改定の効力が自己に及ばないようにすることができる。
3. 前項の異議を述べた契約者は、運営者に通知の上、効力発生日を解約日として、自己に係る本契約を解約することができる。また、運営者は、前項に基づき異議を述べた契約者に係る本契約を解約することができる。本項に基づき解約した契約者に対しても、第 27 条（存続条項）の規定は準用されるものとする。

4. 運営者が本規約又は細則の改定内容等を契約者へ通知又は告知した場合において、契約者が通知又は告知において指定された効力発生日以降に本サービスを利用した場合（契約者が効力発生日までに本条第 2 項に基づく異議を述べず、提供データ又はサイバーポートの利用を継続した場合を含むが、これに限られない。）には、当該契約者は改定後の本規約及び細則に同意したものとみなす。

附則

第 1 条 本利用規約は、令和 8 年 4 月 16 日から施行する。

[以下余白]

以下は別紙 1 ～ 3、別表 1 ～ 2 です。

別紙 1

連携システムの一覧

本紙では、連携システムの一覧を表 1 に示すとともに、その連携処理の概要を記す。

表 1 サイバーポートと連携する他システム

| | 連携システム名 | システム概要 |
|---|--------------------------------|--|
| 1 | Colins | 国土交通省港湾局が運営主体であるコンテナ物流情報サービス「Container Logistics Information Service」である。コンテナ船の入出港予定・実績情報や一括搬入日時等の情報が参照可能となっている。 |
| 2 | 輸出入・港湾関連情報処理システム（以下、NACCS とする） | 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する「輸出入・港湾関連情報処理システム」である。貿易関連の行政手続きと民間業務をオンラインで行うシステムである。 |
| 3 | TradeWaltz | 株式会社トレードワルツが運営する「TradeWaltz」である。ブロックチェーン技術を活用し、産業横断的に事業者間のコミュニケーションを行う貿易情報連携プラットフォームである。 |

1. Colins との連携について

1.1. 連携対象となるデータの種類の

Colins で取扱うデータのうち、サイバーポートへの連携の対象とするデータ種類は表 2 の通り。

表 2 Colins との連携において対象とするデータ種類

| データ種類 | データ概要 |
|-------------|---|
| 船舶動静情報 | 輸入、輸出取引における船舶の動静情報。ターミナルや港湾管理者、AIS（Automatic Identification System）から提供される情報から更新される。コンテナ船の入出港予定・実績情報や一括搬入日時等の情報が参照可能。 |
| CY 搬出可否情報 | 輸入取引におけるヤードからのコンテナ搬出可否情報。ターミナルから提供される情報から更新される。コンテナ番号、B/L（Bill of Lading）番号を指定することで参照可能。 |
| CY 輸出コンテナ情報 | 輸出取引におけるヤードへのコンテナ搬入可否情報。ターミナルから提供される情報から更新される。コンテナ番号、Booking 番号を指定することで参照可能。 |

1.2. Colins からの連携データについて

Colins は、関係するターミナル各社からのファイル連携によりデータを作成・

更新している。サイバーポートと Colins とのデータ連携においては、「1.3. サイバーポート機能における連携データ活用について」に記載されたデータ活用が許可されたターミナルのデータのみを連携対象としている。

1.3. サイバーポート機能における連携データ活用について

Colins から提供された連携データは、以下に示す機能において活用することができる。

1.3.1. GUI 入力補助機能

サイバーポートの帳票入力画面では、Colins から提供された連携データを利用した入力補助機能を提供する。

1.3.2. 取引・帳票データの自動更新機能

Colins から提供された連携データをサイバーポート上の共有データである取引・帳票データ項目へ自動的に反映することができる。なお、自動更新処理の有効／無効は取引ごとに設定可能であり、利用者にて設定する。

1.3.3. Colins 連携データの取得 API の提供

Colins から提供された連携データを構造化データとして取得できるよう、サイバーポートの API を作成し利用者に提供する。対象となるデータは「表 2 Colins との連携において対象とするデータ種類」の通り。

2. NACCS との連携について

2.1. 連携対象となるデータの種類

NACCS が具備する業務コードのうち、サイバーポートが連携対象としている業務コードは、「サイバーポート（港湾物流）で取扱う情報について」にて示す。

2.2. NACCS の利用料及び納付方法

サイバーポートの NACCS 連携機能により NACCS を利用する際の利用料は、NACCS のシステム利用規程によるものとし、利用料の納付方法も同様である。

3. TradeWaltz との連携について

3.1. 連携対象となるデータの種類

TradeWaltz で取扱うデータのうち、サイバーポートへの連携の対象とするデータ種類は表 3 の通り。

表 3 TradeWaltz との連携において対象とするデータ種類

| データ種類 | データ概要 |
|--------|----------------------|
| 輸出船積依頼 | 輸出者からフォワーダーへの輸出船積依頼。 |
| 輸入荷捌依頼 | 輸入者からフォワーダーへの輸入荷捌依頼。 |

3.2. TradeWaltz の利用料及び納付方法

サイバーポートの TradeWaltz 連携機能により TradeWaltz を利用する際の利用料は TradeWaltz のシステム利用規約によるものとし、利用料の納付方法も同様である。

別紙2

サイバーポート（港湾物流）利用料細則

サイバーポート（港湾物流）運営者

制定： 令和8年3月9日

目次

- 第1条 目的
- 第2条 利用料金
- 第3条 請求及び納付
- 第4条 督促
- 第5条 延滞金
- 第6条 利用停止
- 第7条 利用料金細則の変更

附則

第1条（目的）

本細則は、サイバーポート（港湾物流）利用規約（以下「原規約」という。）第5条第6項及び第6条に基づいて、その料金に関わる必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規約の用語は原規約第2条に基づくものとする。

第3条（利用料金）

本サービスの利用料金に係る事項を以下の通り定める。

1. **利用料金**：「港湾法施行規則第十五条の三第四項の国土交通大臣が定める使用料の額等」（令和五年九月二十九日国土交通省告示第九百八十九号）に定める月額利用料金6,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
2. **徴収単位**：契約者（会社）単位
3. **計算期間**：毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間
4. **契約者（システムベンダー以外）の利用料金**：
 - 以下に定める条件を満たす利用実績が認められる月を課金対象月と定め、運営者は契約者に対して当該月の月額利用料金を請求するものとする。
 - いずれかの帳票について登録、更新、提出、取得または削除のいずれかを行った取引を課金対象の取引とする。実績はサイバーポートの実行履歴に基づ

き判断する。なお、同一帳票において、登録、更新、提出、取得または削除が複数回行われた場合でも、1件の取引とする。

- 各月の取引件数の計数期間は当該月の1日から末日までとする。
- 以下の取引は計数の対象外とする。
 - 帳票の登録、更新、提出、取得、削除以外の機能（メッセージ、チャット、各種設定等）のみを利用した取引
 - ターミナル問合せ機能に関わる取引（問合せに回答するターミナルオペレータを除く）
 - 外航船社、内航船社、船舶代理店およびターミナルオペレータにおいて EDIFACT・API 連携を通じたデータ提供のみを利用した取引
- 月内で課金対象の取引が10件以内の場合には、当該月を課金対象月から除外し、当該月に係る月額利用料金は0円とする。
- 令和8年4月1日以降に利用実績がある取引のうち、最初の100件は一律課金対象として計数しない。
- 原規約の別紙1に定める連携システムを運営する契約者は、別紙1に定める機能の範囲での利用においては課金対象としない。

5. **契約者（システムベンダー）の利用料金**：運営者は、サイバーポートにシステムベンダーとして申請を行い利用する契約者に対し、以下の条件で月額利用料金を請求するものとする。

- 当該契約者においては、運営者より本番環境へのAPI接続情報が払い出されている状態を課金対象とし、課金対象となる月はAPIの利用状況に係わらず月額利用料金を請求されるものとする。なお、API接続情報の払い出しとは、運営者が当該契約者に対しサイバーポートの本番環境、サンドボックス環境へのAPI接続情報を払い出すことをいう。
- 当該契約者は、運営者に対しサイバーポートの解約またはAPI接続情報の削除を申請することにより課金対象外とすることができる。
- 月中に課金対象、または課金対象外となった場合においても、利用料金の日割り計算は行わない。

6. **減額**：災害時等の特定の条件下においては、月額利用料金を減額できるものとする。

7. その他の利用料金に係る規定については運営者により定めるものとする。

第4条（請求及び納付）

利用料金の請求及び納付に係る事項を以下の通り定める。なお、以下に従わない場合は事前に運営者から契約者に通知するものとする。

1. **請求日**：毎年翌年5月25日とする。ただし、契約者において破産手続等が開始されるなど、特別の事由があると運営者が判断する場合には、別途請求日を定めることがで

きるものとする。

2. **通知方法**：運営者より請求の開始日である5月25日に納付情報を通知する。通知先はサイバーポートの会社情報に登録されている納付担当者とし、納付担当者に対してメールにより通知する。ただし、納付担当者に対するメールによる通知が実施できなかった場合、会社情報に登録されている他の担当者に対してメールにより通知する。また、納付担当者に対するメールによる通知が実施できなかった場合、その理由を問わず、次項に定める納付期限は延長されないものとする。
3. **納付期限**：上記請求日から20日以内とする。
4. **納付方法**：e-Gov 電子納付（インターネットバンキングを利用した国庫納付金の電子納付方法）とする。操作方法等は別途手順書にて定めるものとする。
5. **納付先**：日本銀行の国庫金収納口座とする。
6. **返還の不可**：運営者は、契約者が納付した利用料金等について、支払い後いかなる理由があっても返還しないものとする。

第5条（督促）

運営者は、利用料金の督促を行うことができるものとする。

第6条（延滞金）

運営者は、利用料金を納付期限までに支払わなかった契約者に対し、民法に定める法定利率に基づき算出された延滞金を請求できるものとする。なお、延滞金の額が100円未満であるときは、延滞金の支払いを要しないものとする。

第7条（利用停止）

運営者は、利用料金を納付期限までに支払わない契約者に対し、サイバーポートの利用許可を停止することができるものとする。

第8条（利用料金細則の変更）

運営者は、本細則で定める事項に変更が必要であると判断した場合、予告なく変更を行うことができるものとする。

附則

第1条 本細則は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 本細則の施行に伴い、原規約と異なる部分については、本細則を優先するものとし、本細則に定めがない部分は原規約が適用されるものとする。

備考

本細則に関する問い合わせは、サイバーポート運営者までご連絡ください。

別紙3

プライバシーポリシー

1. 個人情報の利用目的

サイバーポート（港湾物流）運営者（以下、「運営者」という。）は、利用申請時に取得した個人情報、ならびに、個人情報等を含んだ共有データを、下記の利用目的の範囲内で利用いたします。

(1) 契約者へ連絡、通知、情報提供するための利用

また、運営者は、個人情報等を含んだ共有データを、サイバーポート（港湾物流）利用規約に定める利用目的の範囲内で利用いたします。

尚、この目的の範囲外で取得又は利用する場合には、再度ご本人に通知し、同意を得るものとします。

2. 個人情報の第三者への提供について

運営者は、ご本人の同意がある場合または法令等の定めがある場合を除き、利用申請時により取得した個人情報、ならびに、個人情報等を含む共有データを第三者に提供することはありません。なお、サイバーポート（港湾物流）上で共有されている共有データは、サイバーポート（港湾物流）利用規約に同意し、その利用登録がされた者（以下、「契約者」という。）と他の契約者との間で共有しているものであって、運営者が個人情報等を含む共有データを他の契約者に提供することはありません。

3. 個人情報の開示等の手続きについて

運営者は、ご本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去及び第三者への提供の停止のご請求に対して、法令等の定めがある場合を除いて速やかに対応させていただきます。

4. 個人情報提供にあたっての注意事項

運営者は、原則として、思想・信条・宗教・門地・障がい、その他の「特定の機微な個人情報」を含む個人情報を取得しません。ただし、法令等に基づく場合、ご本人の同意をいただいた上で例外的にこれらの情報を収集することがあります。

5. 個人情報の適切な管理について

運営者は、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩・目的外利用等を防止するために、関連する法令、及び国が定める指針その他の規範に基づいて、利用申請時に取得した個人情報、ならびに、個人情報等を含んだ共有データを適切に管理いたします。

6. その他

運営者は、本プライバシーポリシーを改定する場合があります。改定する場合、運営者の WEB サイト上で変更後のプライバシーポリシー、及び変更内容等を告知します。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

サイバーポート（港湾物流）運営者

<https://www.cyber-port.net/ja/contact>

別表 1

利用上の注意事項

| システムの利用制限 | |
|----------------------|--|
| 払い出しユーザーID数 | システムの負荷状況に応じて払い出しを制限する可能性がある。 |
| APIのリクエスト数 | システムの負荷状況に応じてリクエストを制限する可能性がある。 |
| データアップロード／データダウンロード数 | システムの負荷状況に応じてデータのアップロード／ダウンロードを制限する可能性がある。 |
| その他のシステム負荷状況による制限 | システムの負荷状況に応じてその他一部の機能を制限する可能性がある。 |
| 非利用期間による制限 | 1年以上の長期間利用のないユーザーIDについては、一時停止する可能性がある。 |

別表2

サイバーポート（港湾物流）上の「事業種別」と「契約者となりうる者の区分」の関係

| 事業種別 | 契約者となりうる者の区分 |
|----------------|---|
| 外航船社 | 船舶運航事業者、船舶貸渡業者、海運仲立業者 |
| 内航船社 | 内航海運業 |
| 船舶代理店 | 海運代理店業者 |
| 陸運業者 | 貨物自動車運送事業者 |
| ターミナルオペレータ | 港湾運送事業者及び以下に掲げる者 イ 港湾運送事業者を含む複数の者の出資により設立され、コンテナターミナル運営を行う者 ロ コンテナターミナルを借り受けている者 ハ イ又はロのいずれかの同等であると運営者が認める者 |
| 倉庫業者 | 倉庫業者 |
| 通関業者 | 通関業者 |
| 海貨業者 | 港湾運送事業者 |
| NVOCC/国際フォワーダー | 貨物利用運送事業者 |
| 荷主 | 荷主 |
| システムベンダー | システムベンダー |
| 使用料減額・免除事業者 | 船舶運航事業者、船舶貸渡業者、海運仲立業者、内航海運業、海運代理店業者、貨物自動車運送事業者、 港湾運送事業者及び以下に掲げる者 イ 港湾運送事業者を含む複数の者の出資により設立され、コンテナターミナル運営を行う者 ロ コンテナターミナルを借り受けている者 ハ イ又はロのいずれかの同等であると運営者が認める者 倉庫業者、通関業者、港湾運送事業者、貨物利用運送事業者、荷主 |